

嶺北消防組合火災予防条例の一部改正について

1 改正の理由

近年、新たなガス調理機器（ガスグリドル付こんろ）や、高出力（最大入力値5.8kW）の電磁誘導加熱式調理器（以下、「IH調理器」という。）が、市場に流通するようになったことを踏まえ、これらの機器と周囲の建築物等との火災予防上の安全な距離（以下、「離隔距離」という。）などについて定める必要が生じたことから、当消防組合の火災予防条例の一部を改正しました。

※ガスグリドル（中央のグリル部分が網ではなく、直火で加熱したプレートで調理する機器）

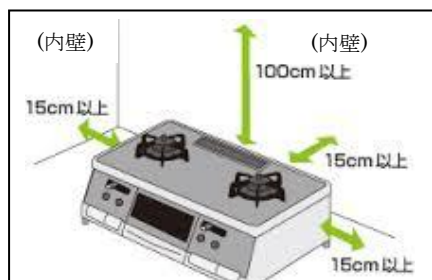


2 改正の内容

[嶺北消防組合火災予防条例 別表第3](#)（以下、「別表第3」という。）の改正

（1）別表第3に「グリドル付こんろ」が明記され、当該機器の離隔距離を追加しました。

※例図：グリドル付こんろの離隔距離（壁・天井の仕上げが、不燃材料以外の場合）



※離隔距離については、従来からの別表第3で規制されているグリドル付こんろと同様です。

（2）別表第3に「最大入力値5.8kWのIH調理器」が明記され、当該機器の離隔距離を追加しました。

※離隔距離については、従来からの別表第1で規制されている4.8kW（最大入力値）のIH調理器と同様です。

（3）別表第3中の電気を熱源とする各調理機器（電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器）を、「**電気調理用機器**」として統合しました。また、備考欄の注書きを、火気設備等の種類ごととするなど、表内の体裁を整える改正を行いました。

3 施行期日

平成28年4月1日